

佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱（昭和63年4月1日施行）第3条に規定する市長の定める地域（以下「対象地域」という。）内において浄化槽を設置し、金融機関より資金の融資を受けて浄化槽の改造工事を行った者に対する利子補給金の交付（以下「利子補給」という。）に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された公共下水道の事業計画に定められた予定処理区域及び佐世保市集落排水処理施設条例（平成18年条例第18号）第2条において定められた排水区域を除く地域をいう。
- (2) 改造工事 浄化槽を設置するための既設くみ取り便所等（浄化槽を含む。）の改造及び排水管その他の排水設備の工事をいう。

(対象資金)

第3条 この要綱で利子補給の対象となる資金は、対象地域内において浄化槽の改造工事を実施するため市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）より融資を受けた資金（以下「資金」という。）とする。

(利子補給の対象期間)

第4条 利子補給の対象期間は、資金の融資を受けた日から約定償還日まで（以下「償還期間」という。）とする。ただし、繰上償還をする場合は、繰上償還完済日までとする。

(利子補給を受けられることができる者)

第5条 利子補給を受けられることができる者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

- (1) 佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱第3条に規定する交付要件を満たす

者であること。

(2) 市税を完納している者であること。

(利子補給の要件)

第6条 利子補給は、資金の額及び償還期間が次に掲げる要件に該当する場合に限り行うものとする。

(1) 資金の借入限度額は、1件につき60万円とする。この場合において、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は、さらに30万円を限度として加算した金額を借入限度額とすることができる。

(2) 資金の償還期間は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して60カ月以内とする。

(利子補給の限度額)

第7条 利子補給は、遅延利息を除く利子を対象とし、5万円を限度とする。ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は、7万5千円を限度とする。

(交付申請)

第8条 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資金の融資契約の締結後、最初の償還日までに佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し

(2) 取扱金融機関からの借入を証する書類（契約書の写し等）

(3) 浄化槽等工事に係る見積書の写し（内訳がわかるものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは、予算の定めるところにより、その決定の内容を佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、利子補給金を交付することが不相当と認められるときは、理由を付して、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 前条第1項の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「補

助対象者」という。)が、申請内容を変更するため規則第9条第2項に規定する報告を行う場合は、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(中間補給)

第11条 償還期間内に資金を分割して償還する場合において、償還した回数が全体の分割償還回数の半分以上となった補助対象者は、当該分割償還した資金の利子相当額にかかる利子補給を受けることができる。ただし、償還期間において1回とする。

2 前項に規定する利子補給を受けようとする補助対象者は、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給(中間補給)申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支払証明書(取扱金融機関が発行するものに限る。)
- (2) 補助対象者に係る市税納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 補助対象者は、償還期間の満了後1カ月以内に、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 完済証明書(取扱金融機関が発行するものに限る。)
- (2) 補助対象者に係る市税納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、第11条に規定する中間補給申請書及び前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給の交付額を確定し、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金確定通知書(様式第7号)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第14条 前条の規定による交付額の確定を受けた補助対象者は、規則第14条第1項の規定により、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し)

第15条 規則第15条に規定するもののほか、市長は、補助対象者が資金の償還を怠ったときその他市長が必要と認めたときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(様式の特例)

第16条 第8条に規定する利子補給金交付申請書及び第12条に規定する利子補給金実績報告書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。